

一般社団法人SDGsプラットフォームの会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条に定める会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人SDGsプラットフォーム（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第8条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

- | | | |
|----------|----|-------|
| (1) 社員 | 会費 | 1万円/月 |
| (2) 法人会員 | 会費 | 1万円/月 |
| (3) 個人会員 | 会費 | 1万円/月 |

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した会員は、入会及び退会に関する規則により、入会決定を受けた日から14日以内に、入会金及びその半年分の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失に伴う会員等の会費納入義務等)

第4条 会員が退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

- 2 この法人は、会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事長の承認を経て社員総会の決議をもって行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行する。

別紙（第3条関係）

会 費 台 帳

会員氏名 _____			
区 分	納入年月日	金 額	摘 要
入 会 金	年 月 日	〇〇〇〇円	
会 費	令和 年度分	・ ・	

（注）摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。